



® 平成 29 年 1 月 27 日 (金)

No. 14371 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [145] (1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版) (13)

☆知財高裁開廷一覧 (16)

弁理士の眼

145

登録意匠「手摺」部分意匠の登録無効審決取消請求事件

一 知財高裁平成28(行ケ)10054・平成28年11月7日(2部)判決<請求棄却>一

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

〔キーワード〕 部分意匠の範囲、部分意匠の創作容易性(意匠法3条2項)、事実上公知と頒布刊行物等公知との差異、意匠法3条1項1号と2号との差異

本件は、意匠登録無効審判請求に基づいて意匠登録を無効とした審決の取消訴訟である。争点は、創作容易性(意匠法3条2項)の有無である。

1 特許庁における手続の経緯

被告Yは、平成22年5月28日、意匠に係る物品を「手摺」とする部分意匠につき、意匠登録出願をし(意願2010-14740号)、平成23年8月26日、

【事案の概要】



知的財産の戦略強化を図ります®

特許業務法人

岡田国際特許事務所

会長 弁理士 岡田 英彦(訴訟)
パートナー補 弁理士 佐久間 卓見(機械)
副所長 弁理士 安藤 徹(物理)
弁理士 太田 直矢(バイオ)
顧問 弁理士 伊藤 寿浩(化学)

所長 弁理士 服部 光芳(機械)
パートナー補 弁理士 矢代 加奈子(商標)
相談役 弁理士 福田 鉄男(機械)
米国弁理士 ロヒト・デワン

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号(名古屋商工会議所ビル内)

TEL 名古屋(052)221-6141 FAX(052)221-1239

URL <http://www.okada-patent.gr.jp>

意匠登録(意匠登録第1423705号)を受けた(甲1。以下「本件部分意匠」という。)

原告(株式会社丸豊建硝)は、平成26年5月23日、本件部分意匠につき、登録無効審判を請求した(無効2014-880005号)。

特許庁は、平成28年1月22日、「登録第1423705号の登録を無効とする。」との審決をし、その謄本は、同年2月2日、原告に送達された。

2 本件部分意匠の形態

本件部分意匠の形態は、次のとおりである(甲1)。

(1) 意匠に係る物品の説明

「本件手摺の意匠は、面板材に使用する合わせガラスを対象とするものである。面板材に使用する合わせガラスは上部の透明度を高く、下部の透明度を低く、あいだの透明度をグラデーションで変化させることで、下からの視線を遮り、上からの視界を広げることを特徴とする。施工時には建築物の大きさにより支柱の数等は変わってくるものである。」

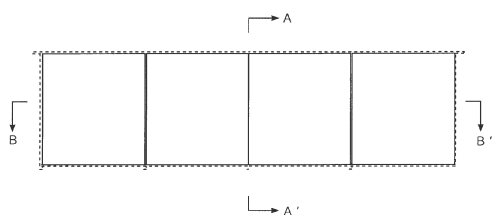
(2) 意匠の説明

「実線で表された部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。左側面図は右側面図と対称にあらわれるため省略する。透過率を説明する参考図にある薄墨のグラデーション部分は、ガラス透過率の変化を表すものであり、薄い部分は透過率が高く、濃い部分は透過率が低い事を表している。」

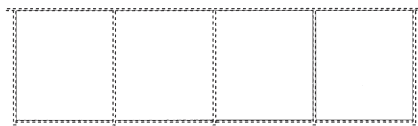
「【透過率を説明する参考図】



【正面図】



【背面図】



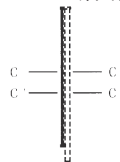
【底面図】



【右側面図】



【A-A' 断面図】



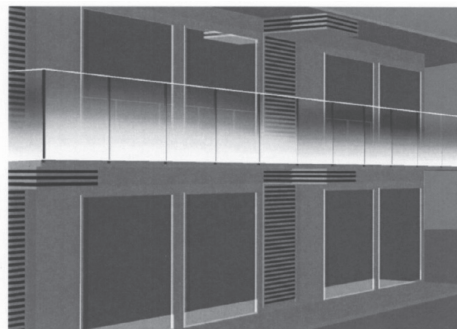
【平面図】



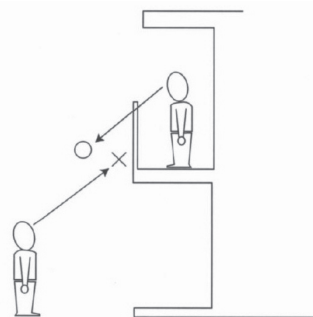
【B-B' 断面図】



【使用状態を示す参考図】



【意匠の特徴を示す参考図】



【C-C' 参考断面詳細図】

